

## 第19回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和4年2月25日(金) 13時30分  
第19回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和4年2月25日(金) 13時23分

3. 閉 会 令和4年2月25日(金) 13時58分

### 4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	<del>10 番 市村</del>
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 10 番 市村委員

6. 議事録署名委員 7 番—泉委員 6 番—東城委員

7. 付議議件  
議案第 90 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について  
議案第 91 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 92 号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 93 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について

### 8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉  
事務局 笠井 孝弘  
神矢 拓郎  
羽田野 由美子

## 9. 会議の概要

事務局	<p>第 19 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員は 10 番-市村委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 15 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは第 19 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名員に、7 番-泉委員、8 番-東城委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 90 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第 90 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字豊倉 1 筆、地目畑、面積は 6,998 m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借、契約期間は平成 24 年 12 月 21 日から令和 4 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 12 月 10 日となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字以久科南 1 筆、地目畑、面積は 4,145 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 2 年 12 月 23 日から令和 7 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 2 月 15 日となっております。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字朱円東 8 筆、地目畑、合計面積は 62,454 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 24 年 3 月 1 日から令和 4 年 3 月 1 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 2 月 15 日となっております。</p> <p>番号 4、関係の土地については、字朱円東 11 筆、地目畑、合計面積は 68,507 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 24 年 3 月 1 日から令和 4 年 3 月 1 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 2 月 15 日となっております。</p> <p>番号 5、関係の土地については、字朱円 1 筆、地目畑、面積は 49,577 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 24 年 3 月 1 日から令和 4 年 3 月 1 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 2 月 15 日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>

議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程 3、議案第 91 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 91 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求めます。</p> <p>区分 1、関係の土地については字以久科南 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 4,145 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が今後農業は行わないので譲渡する。譲受人が譲り受けて経営規模規模拡大を図るとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 2、関係の土地については字峰浜 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 40,076 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が農地を利用しないため賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 3、関係の土地については字以久科南 6 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 53,263.32 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農しているので申請地を賃貸したい。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 4、関係の土地については字以久科北 4 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 47,165 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農しているので申請地を賃貸したい。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 5、関係の土地については字以久科北 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 64,976 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農しているので申請地を賃貸したい。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 6、関係の土地については字豊里他 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 68,100 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が規模縮小のため賃貸したい。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 7、関係の土地については字豊里 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 67,500 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が規模縮小のため賃貸したい。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 8、関係の土地については字三井 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 67,500 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が規模縮小のため賃貸したい。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p>

区分 9、関係の土地については字中斜里 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 28,000 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農しているので申請地を賃貸したい。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 10、関係の土地については字峰浜 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 43,307 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸しつける。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 11、関係の土地については字朱円 6 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 42,528 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸しつける。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 12、関係の土地については字朱円 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 30,835 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸しつける。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 13、関係の土地については字朱円東 8 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 62,454 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸しつける。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 14、関係の土地については字朱円東 11 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 68,507 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸しつける。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 15、関係の土地については字朱円 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 49,577 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸しつける。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

位置図については 1 から 12 番 5 から 7 頁に記載、13 から 15 番は経営移譲のため省略となっています。

現地調査については 1、3 から 8 番が 2 月 24 日(木)市村委員、菅野委員、佐藤委員で行っています。2、10 から 15 番は 2 月 24 日(木)田中委員、青柳委員、菱川委員で行っています。9 番は 2 月 24 日(木)岩井委員、馬場委員、尾崎委員で行っています。別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いづれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。

議長

区分 1、3 から 8 の現地確認委員、菅野委員どうでしたか。

菅野委員

問題ありません。

議長	区分 1、3 から 8 を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 1、3 から 8 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 2、10 から 13 の現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	区分 2、10 から 13 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 2、10 から 13 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 9 の現地確認委員、岩井委員どうでしたか。
岩井委員	問題ありません。
議長	区分 9 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 9 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 14 からは泉委員の案件になりますので退席をお願いいたします。 (泉委員退席) 区分 14、15 の現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	区分 14、15 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
業	区分 14、15 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 (泉委員着席)

事務局	<p>日程 4、議案第 92 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p> <p>議案第 92 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字三井 1 筆、地目畑、面積は 1,982 m<sup>2</sup>申請の理由については農業用施設の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。 位置図については、同頁記載となっております。 現地調査については 2 月 24 日(木)佐藤委員、菅野委員、波多野委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>現地確認委員の佐藤委員どうでしたか。</p>
佐藤委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>問題なしということで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程 5、議案第 93 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 93 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の設定関係 番号 1、関係の土地については、字峰浜 3 筆、地目畑、合計面積は 49,424 m<sup>2</sup>、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 9,421 千円、反当り 191 千円、経営面積は記載のとおりとなっております。 幹旋委員は菱川委員長、田中副委員長、小池委員、泉委員、青柳委員、八幡委員、で行っています。 番号 2、関係の土地については、字峰浜 9 筆、地目畑、合計面積は 98,104 m<sup>2</sup>、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 17,032 千円、反当り 174 千円、経営面積は記載のとおりとなっております。 幹旋委員は菱川委員長、田中副委員長、小池委員、泉委員、青柳委員、八幡委員で行っています。</p>

	<p>番号 3、関係の土地については、字以久科南 2 筆、地目畑、合計面積は 49,541.18 m<sup>2</sup>、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 15,033 千円、反当り 303 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>幹旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、市村委員、星委員、崎田委員、石川委員で行っています。</p> <p>位置図については 1 から 3 番まで 10 頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>(1)の所有権の設定関係について決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(2)利用権の設定関係について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字朱円東他 39 筆、地目畑、合計面積は 250,101.93 m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>位置図は経営移譲のため省略となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>(2)の利用権の設定関係、1 番について決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程 6 その他、協議・報告事項の説明をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
議長	<p>以上をもちまして第 19 回斜里町農業委員会総会を終わります。</p>

前記会議の類末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和4年2月25日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

泉 喜博

議事録署名委員

東 城 裕